

反障害通信

18. 9. 17

72号

障害の関係モデルの定立のために

—障害問題のパラダイム転換をなしきるために—

はじめに一なぜ、障害のモデルが問題になるのか

なぜ、障害のモデルを問題にしているのか、という話から始めます。

それは、「障害者」の存在が、今の社会で否定的にみられ、「障害者」も少なからずそのようなどころにとらわれています。で、それに対して、「障害者」自身が、それを批判する言葉を発してきました。日本では、70年代の初めから新しい「障害者」運動と共におきました。青い芝の行動綱領とかに端的に現れています。「個性論」(*1)や「障害者」が変わるのではなく、社会を変える」という言い方はすでに1970年代に出ていました。

「障害者」の存在を否定する論理、それは優生思想として端的に表れているのですが、それに対する批判、それはまさに叫びであり、感性的なすどい批判であったのですが、論理的にはきちんとした批判にはなっていませんでした。日本の「障害者」運動は遅れていると言われるのですが、感性的な突き出しの鋭さは、むしろ欧米よりもラジカル(根源的)だったと言い得ます。

一方で、イギリスで「障害者」を中心にして起きたイギリス障害学が、それまでの障害のとらえ方を医学モデルとし批判し、自らのモデルを「社会モデル」として突き出しました。1980年代後半には始まり、きちんとまとまってきたのは90年代になってからです。そこにはパラダイム転換(認識の基本的枠組みの転換)(*2)があるとまで言われていました。

それらは、「障害者」が、自らの存在を否定されることへの、生存をかけた反批判の運動であり、それはまた生存の営みであったのです。

国連—WHO 世界保健機構を舞台にした障害規定のせめぎあい

1980年に出された国際障害分類 ICIDH(①impairment 機能障害②disability 能力障害③handicap 社会的不利)ということは、社会的不利という概念を突き出し、障害問題の社会性を指摘したという点で当時は画期的な障害規定でした。

ですが、ICIDH は、結局①impairment 機能障害→②disability 能力障害→③handicap 社会的不利という①があるから②があり、②があるから③があるという、因果論的構図になっています。それでは、「障害者」の存在を否定的に見るところから抜け出せないこととなります。そういう中で、世界的「障害者」運動のうねりの中で、イギリス障害学が「社会モデル」を突き出したのです。そこでの①があるから②③があるという構図から、①ということのカッコでくくって、②③というところを問題にしたのが社会モデルなのです。そこには、「障害者」が存在を否定される考え方を否定するという内容として突き出したのです。障害は「障害者」の存在を考えないで構造物を作り、制度的保障がないから障害があるのだという「社会モデル」を突き出したのです。

「障害の社会モデル」という理論的な突き出しと、「障害者運動」の広がりの中で、国連の世界保健機構 WHO で国際障害規定の ICIDH の見直しが始まっていたのですが、同時にイギリス障害学の中で、フェミニズム障害学を名乗るひとたちを含んで第二世代の第一世代批判も始まりました。これについては別項で書きます。

結局、WHO で ICIDH-2 として議論されていたことは、ICF 国際生活機能分類としてまとめられました。その中で、障害の医学モデルと「社会モデル」の統一ということが謳われていました。わたしからとらえれば、障害の医学モデル—個人モデルに環境要因を接ぎ木して(*3)、統一したと称する、医学モデルへの引き戻しに過ぎないことでした。

イギリス障害学の第二世代の第一世代への批判への反批判

「社会モデル」は、「障害とは社会が「障害者」と規定するひとに作った障壁と抑圧である。」とわたしはアレンジして規定しています。それに対して、前項に書いたように、「社会モデル」を突き出したひとたちは、「障害者」の現実の生きがたさを押さえていない」という批判がフェミニズム障害学(*4)を名乗るひとたちを含んで起きました。元々「社会モデル」を突き出したひとたちを第一世代と言い、イギリス障害学の中で起きた「揺り戻しの提起」（これはわたしの押さえ方です）をしたひとたちを第二世代という規定も出ています。結局「impairment 「障害」は、impairment として歴然としてある」という論理にからめとられていくのです。

どうして、そのような論理にまたもやからめとられたのかを押さえる作業をしてみます。そもそもそれは、まず第一に、そもそも身辺自立の観念にとらわれているからです。現実的なつらさという話が、「障害者」サイドから繰り返し出て来ます。イギリス障害学の第二世代も、同じ論理に結局とらわれています。確かに、今の介助の体制の中で起きていることと言い得ます。そこでは、そもそも十全な介助などありえないということです。それはひとつは、介助が十分に保障されていないという制度の問題、その中で、そもそも介助が資本主義的生産性の論理として、体制として介助が十分に保障される方向には向かえないなかで、「十全な介助などありえない」というとらえ違いがおきています。その論理として「他者は自分の思うようには動いてくれない」という話が出て来ます。そもそもひと一般においても、自分のことが自分でできると称するひとでも、十全にできるわけではなく、他者のうまいひとにやってもらった方がうまくいくという経験は多々あることではないでしょうか？ 医療と介助の中間的なことにそれは端的に表れています。個人的な体験を書いています。わたしは、子どもの頃に母に耳かきをやってもらっていて上手くやってくれていたのですが、わたしは未だに自分の耳かきが上手くできません。たとえば、衣料の整理とか片付けとか、そんなことは多々あります。必ずしも、自分のことは自分でできるなら自分でやった方がいいに決まっている、というような論理は成り立たないと思います。

もうひとつは、介助を受けるということは独りになりたいときに独りになれないというはなしがあります。これは、「聴覚障害者」に音楽を聴かせてあげたいとか、「視覚障害者」にきれいな景色を見せてあげたいとか言う話に通じます。生まれたときから「障害者」のひとには、刷り込みが起きない限り、当事者のそんな要求は起きてきません。

介助も生まれたときから 24 時間介助が必要なひとにそんな要求は刷り込みが起きない限りおきるのでしょうか？ そして、そもそも、必要なだけ介助が保障されるとしたら、介

助の待機も含めて保障するとかいろいろ解決し得る方法はあるはずです。

更に、もうひとつは「障害」にまつわる苦痛の問題です。これは、医学モデルはかつて「医療モデル」という言い方もされていたことにつながっています。わたしも区別しないで使っていた時期があります。それで、「医療モデル」批判をすると「医療を否定するのか、苦痛を除く作業を否定するのか」という反批判が起きました。医学的には、苦痛を取り除く作業の対象は「病気」として規定されることです。もちろん、「病気」と「障害」の境目はあいまいで、「病気」や死ということの否定性と「障害」の否定性は繋がる側面もあり、「病気」や死の否定性」ということへの論究も必要になります(*5)。ですが、苦痛の緩和措置がかなり進んでいることもあり、一応切り離して論じます。

このあたりのことは、第二世代のひとたちの原典をあたる作業をしようとしているのですが、語学の壁で進んでいません。ですが、翻訳引用されている範囲で、ずれてはいないとは思っています。原典に当たられている方からの批判、対話をと願っています。

「障害者」の存在を否定する言説との対話(言説批判)

さて、こんなことを書いていると、ターウィン進化論の自然淘汰説の話が出て来ます。ひとの自然性において「障害者」は生きられないのだから、飢饉とかで弱い立場のひとから死んでいくことがあり、生活が大変な中で間引きとかあったのだから、介助がある条件下で十分に提供されないのは当たり前だというような論理がでてきます。いろいろな言説があり、ひとは動物の自然性から脱し得たのだとか、ひとは動物であるという自然性から逃れ得ないのだとかいう話が、それぞれの立場で都合良く論じられてきたのです。そもそも、何が自然かということがあります。ひとが採取経済の中で、時には飢餓で死ぬという自然性に埋没して暮らしていたときから、危機に備えて蓄積するようなことが出て来て、それが私有財産制を禁止する(一原始共産制)というようにならないときには、富の偏りが起きていて、すでにそのときから、「自然では弱い立場の生物体が死ぬ」という論理は成り立たなくなっているのです(それにそもそも、弱者が殺された、死んでいったということ自体、いつも一般的におきていたわけでもありません)。そもそもこういう優生思想的なことを言うなら、この社会の膨大な格差をなくしてから言うことです。格差をなくせば、今の社会で飢餓で死ぬということはありえないし、ベーシックインカム基本所得保障という形で議論されていることは可能なのです。ですが、ベーシックインカム基本所得保障は、今の社会体制を解体させるのです。そもそも所得概念自体が今の社会体制の理論なので、基本生活保障ということばで、新しい関係作りを目指すことで、現在的な富の蓄積で充分可能です。体制を崩壊させないために、体制側のイデオログたちは、近代的個我の論理、身辺自立の概念へのとらわれに誘導します。その核になるのは、「能力に応じて格差が起きるのは当たり前だ」という考えです。さて、そもそもこの社会は、私有財産制がある限り、能力主義の社会でもないのです。今、はやりのフレーズをもちいれば、「1%のひとたちの99%の人たちへの支配」という「新身分制」の世界になっているのです。そもそも能力の違いというのは何でしょうか？ ひとは膨大な物的にも知的にも過去の蓄積の中で生きています。現在の社会の特質を表すこととして特許制度があります。知的所有権がどうのこうのと、かつて中国の批判をしていた中で、中国も少なくとも経済において資本主義化していくなかで、それを受け入れていったのですが、そもそも特許ということ、ずーっと遡っ

ていくと、そもそも誰が発明した、創り出しかも分からない事態になります。そもそも、知的なことを生み出していくことにおいてことばを創り出したということから始まったわけで、そんなことで特許間概念を使っていけば、特許という考え方自体が崩壊するのです。そもそも能力とは何かという問題があります。でもその能力自体が、過去の膨大な蓄積の上に成り立っているのですが、たとえば、その膨大な蓄積を、ものすごく少なく見積もって1京(兆の上の単位)としてみます。それで、ひとの労働能力に応じて給料が払われていると仮定して、2人のひとがいて、ひとりには能力が給料15万に相当するとして、もう1人は、35万に相当するとします。で、過去の膨大な蓄積に比べると、1京分の15万と1京分の35万という区別に何か意味があるのでしょうか？ その額が不労所得も含めた1億になっても、その数字は0に近い数字なのです。

特許は、どこかで過去に遡っていくのを止めて切断しないと経済は成立しません。どこで線を引くのかということが問題になります。ならば最初から、「蓄積された富は、すべてみんなのものである」ということで了解できる話ではないでしょうか？

わたしの障害のモデルを巡る混乱

かつて、三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院2010を出したときに、すでに障害の関係モデル的なことは突き出していました。ただ、関係モデルと「社会モデル」の関係、位置と区別が今ひとつ明確になっていませんでした。

わたし自身は「障害の社会モデル」を一応過渡の理論としてカッコにくくってはいましたが、パラダイム転換の内容をもっていると書いたりしていました。

わたしはそもそも「社会モデル」を押さえる以前に、関係モデルを突きだそうとしていました。わたしにとっては、先に関係モデルが出て来ていたので、「社会モデル」→関係モデルということをもう一步踏み込んで押さえる作業がきちんとなしえていませんでした。

(*6)

関係モデル的なことで、最初書いていたのは、「二つのできないことの出会いの中で、障害が生じている」という押さえ方です。これは関係論に直接結び付けるための端緒(アンチテーゼ)的とらえ方です。そこから、さらに飛躍(ジーンテーゼ)的に転換しえるためのキーワードは「なぜ、そのできないことができないといけないとされるのか、しかも、ひとりではできないといけないとされるのか」ということです。

関係モデルは「障害は、関係性の中で、「障害者」が「障害」をもっているとして浮かび上がる、それはあくまで関係性の中で起きていること」(*7)という言葉にまとめることができます。ですが、この考え方はそもそも資本主義社会の始まりの中で定立された近代知の世界観(*8)と真っ向から対立し、なかなか押さえにくいことがあります。それを押さえるには、まさにパラダイム転換が必要なのです。そういう中で、「社会モデル」が一定「障害者」運動を担っているひとたちの間でかなり浸透していく中で、わたしにとっては過渡的な理論として出て来た「社会モデル」との対話の中から、そこから関係モデルに転換をなしきることとして使えるとして、いろいろコメントしてきました。わたし自身、「社会モデル」は社会を実体化している」という批判はしていたのです。そこで、改めてもうひとつ、「社会モデル」は、個人と社会を二項対立的におくことであり、それでは個人と社会の関係をつかめなくなるというところで、関係モデルへの転換を為しきることを提起したいと思い

ます。

人権論では、なぜすまないのか

さてもうひとつの観点から、障害問題をとらえ返しておきます。

今、この社会では多くのひとが、人権論で差別の問題に対処しようとしています。現実的に、人権論というのはこの社会でかなり波及していて、各種法律、条約の基礎になっています。それで、それを使っていこうという思いが出てくることは、現実的な対応として理解できないわけではありません。これだとモデルということがことさら必要になるわけではないのです。

それはアメリカ障害学の公民権運動から波及したマイノリティの権利というところからもとえられることです。

しかし、そもそも人権論は架空の論理でしかありません(*9)キリスト教的な天賦人権論が人権概念の基礎になっていて、キリスト教圏でないと通じないという問題があり、また、キリスト教圏でも無神論になったひとにも通じません。また、人権の話をしていて、「ひとを傷つけるのはよくないよね、だから差別はよくないよね」という話としても一応通じて、それが建て前的にあって、本音の部分では「差別が起きるのは、違いがあるから当たり前、仕方がない」という話になっていきます。

その根っこはどこにあるのかというと、人権論では、能力を巡る差別は区別であって差別ではないというところがあるのです。そして、差別が労働能力の問題に収束する傾向があり、それが土台になって差別が起きているのです。そもそも、障害規定の基底には、「労働能力を巡る標準的人間労働(*10)という概念からなる一定の幅以上に外れるひとたち」というところから起きていることとして押さえ得ます。能力を個人がもっているというこの社会—資本主義社会の世界観の中での人権論では、このことを問題にしえません。

そこでは、人権論は使えなくなるのです。だから、そもそも前項で書いたように、能力を個人がもっているというこの社会の一般的なとらえ方自体を批判していくことが必要になります(*11)。ただ、法律の条文として確認されていることだから、使えるものは使おうというはなしでしかありません。倫理が通用する時にはそれなりに使えますが、むき出しの利害がぶつかり合うときには使えなくなります。まして、差別主義者は人権という概念には同調しません。自民党の憲法改正の動きの中で、基本的人権の条項をなくそうと主張をするひとたちさえ出て来ているのです。そして、そもそも大局的には、「ひとは倫理で動かない、利害を巡って動く」ということがあるのです(*12)。そこで、倫理とか論理とかかなぐり捨てて本音を出して動くときは、人権という幻想は消えてなくなるのです。選挙の際に、地域振興策という名の札束で頬を叩くというようなことが横行していくのです。原発立地や地域への過度な押しつけなどの、「わが亡き後に洪水は来たれ」（これはまさに資本主義の精神を表すスローガンです）という環境破壊も進んで行きます。

福祉関係の裁判では、最高裁までいくと、「権利としての福祉か恩恵としての福祉か」で争われるのですが、最高裁は判断をさけて、立法府と行政府の裁量権の問題として福祉の要求を退けます。これは三権分立は幻想に過ぎない、というところでの押さえもあります。結局、資本主義社会では、福祉は「恩恵としての福祉」の枠組みから抜け出せないのです。だから、そのような福祉のありようの元になっている人権思想では、「かわいそうな

ひとを助けてあげる」ということから抜け出せないのです。

まとめ—障害の関係モデルの定立のために

障害の関係モデルということは、単に障害問題だけではなく、差別の問題総体、そしてこの社会の関係性総体に援用できることです。そのことの根本は、資本主義社会の矛盾を暴露するキーワードとしての、「能力を個人がもつ」という考えを否定するということです。自立ということばがあるのですが、そもそも資本主義的近代的個我の論理にとらわれたところから出て来ていることで、「社会的動物」としてのひとは、自立して生きているわけではありません。障害問題は、如実にそのことを指し示し得ます。たからこそ、「障害者」が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である」という提言が活きるのです。

さて、問題はもっと複雑な様相があります。

自民党の杉田水脈議員が「LGBTのひとたちは生産性がない」ということを月刊誌に書いて、LGBTのひとたちのみならず、「障害者」のひとたちから批判がおきました。SNSを見ていたら、「自分たちも生産性を問題にしてきた・・・。」という書き込みがありました。実は、「生産性を上げる」ということは、初期社会主義者もとらわれていた優生思想のはなしに通じるのです。関係性を変える、「社会」を変える運動をしてきたひとたちもとらわれていたことなのです。このことばはスターリン主義の標語のようなことなのですが、「マルクスもとらわれていたという進歩史観」ということにも通じていきます。だから、反差別運動を担ってきたひとたちから、「マルクスの、マルクス主義者の差別性」という批判があったのです。

それは、マルクス—レーニン主義という名における社会変革の運動が様々な矛盾を引きおこしてきた総括の問題としてもあるのです。そもそもマルクス思想の変遷とかを押さえないで、マルクス思想の深化をなそうとしないところでのマルクス思想の曲解とかの問題もあります。今日、マルクスの『資本論草稿集』や「古代社会研究ノート」の研究が進んできていて、「マルクスを超えるマルクス」ということが問題になっています。そのあたりは、「マルクスの労働価値説」という曲解の問題にも通じていきます。マルクスはリカードの労働価値説を当初批判しつつも、『資本論』の中で援用しています。で、そのことが今日の労働崇拜的なことに、すなわち労働力の価値をひとを価値づけることの軸におくことに結び付けられるのですが、マルクスは「資本主義社会では、労働が価値を生み出すかのように物象化*13して現れる」と書いているのであって、それは資本主義社会の関係性の問題としてあることで、超歴史的に労働が価値を生み出すかのではないのです。そのことが障害問題の関係論的とらえかえしの軸になるのではとも思います。障害関係論的とらえかえしもそのような総体的とらえかえしの中に位置付けられることではないかと思っています。

註

*1 医学モデル—欠損モデルに対するアンチテーゼとしてあったと今日的にとらえられます。アンチテーゼについては註*6を参照。

*2 「パラダイム転換」という言葉は、クーンが、中世のキリスト教的世界観でのアリストテレス—プトレマイオスの天動説から近代知の世界観に転換するコペルニクスの地

動説が出て来たことがまさに 180 度の認識の基本的枠組みの転換が起きたと指摘している際に使っている言葉です。ちなみに考えの 180 度の転換を「コペルニックス的転換」とも言われています。

もう少し書いておくと、現在的に起きているパラダイム転換ということは、物理学におけるニュートン力学から量子力学への転換として焦点化されていましたが、またそこに始まりがあるとされていましたが、廣松渉さんは、むしろ哲学の世界でそれは始まっていたと指摘しています。マルクス／エンゲルスが青年ヘーゲル派の中から、青年ヘーゲル派との議論の中からたちあげた思想の中に、それは示されています。また『資本論』における物象化論(*13)の突き出しや、フェイルバッハに関するテーゼのなかにおける、「関係性の総体」という突き出しの中に現れています。

*3 接ぎ木について、ちょっと脱線したところから、説明してみます。わたしは「障害の社会モデル」を他のことにも援用できるのではと考えています。そのひとつは、「犯罪の社会モデル」ということです。「犯罪の社会モデル」とは、「障害の社会モデル」の援用としてわたしが考えたことで、権力犯罪を除いて差別の反作用として犯罪が起きると押さえている内容です。なぜ、社会防衛的に「犯罪者」を裁くことができるのかという問題でもあります。「社会」が、社会を構成するひとたちが「犯罪者」を犯罪に至らせるとするならば、社会の名によって、なぜ裁くことができるのかという問題があるのです。結局そのような反作用というところを組み込まず、結局環境要因は情状酌量として、判決にあらわれるにすぎないのです。これが接ぎ木ということの内容です。

*4 これは「個人的なことは政治的なことである」というフェミニズムの標語や、脱構築派のフェミニズム、性ということから脱構築しようという流れがあることを押さえていない（これを援用すると impairment 自体の脱構築ということが出てくるはずですが）、ということに照らして、フェミニズムの僭称とわたしは押さえています。

*5 『反障害原論』に少し書いています。「たわしの読書メモ」ブログ 260・小泉義之『病いの哲学』ちくま新書 2006・ブログ 129・得永幸子『「病い」の存在論』地湧社 1984 参照

*6 哲学と障害学批判との対話として、障害のモデルを押さえる作業をここでしておきます。

このあたりは、ヘーゲル弁証法の、テーゼ→アンチテーゼ→ジーンテーゼという認識の深化ということを援用すれば、哲学的な知識のあるひとには分かりやすくなります。日本語では、「正→反→合」と訳されています。

これは、障害のモデルで言えば、障害の医学モデル—個人モデル→「障害の社会モデル」→障害の関係モデルとなります。

ヘーゲル弁証法のもうひとつの概念からの演繹をしてみます。

それは、フェア・エス für es 当事者意識とフェア・ウンス für uns 第三者(学的)意識の弁証法と言われていることで、当事者がとらわれている意識を学的意識でアウフヘーベン止揚し、それをまた当事者意識として、更なる学的意識として止揚する、この繰り返しの中で、認識が深化していくということなのです。これがちょうど入れ子型になっているという「入れ子型の弁証法」という廣松さんが展開している弁証法です。「「障害者」ができないことがある」というところで impairment は歴然としてある」という当事者意識に対して、

学的意識としては「なぜ、いろいろできないことが多々ある中で、そのできないということが異化するのか、また、独りでできないとしても他のひとの介助の中でできる、なぜ独りでできないといけないとされるのか」というやりとりがあるのです。そこで、問題になるのは、近代的個我の論理や「できる—できない」ということに価値観を置く、ひとりでできるべきだという、「身辺自立」という世界観自体を問題にしていくことになります。

さて、もうひとつ、ポスト構造主義(当人はそう呼ばれることを否定しているのですが)との対話です。

そもそも、個人と社会の対立図式というのは、デリダの二項対立図式の脱構築概念からしても脱すべきことで、ICFがまさに「社会モデル」を織り込むとして、個人(要因)と環境(要因) (—社会要因)と二項に分けたこと自体が間違いです。廣松さんは近代的個我の論理で個人を実体化させることを物象化としてとらえ、実体主義批判のひとつの提示として、これ自体も過渡的な説明なのですが、個人は関係性の網の結節としての網の目としてあるというとらえ方を提示しています。関係性自体を物象化すると、社会実体論になります。関係性ということばは、マルクスの「フェイルバッハに関するテーゼ」の「関係性の総体」という押さえ方としても出て来ます。

もうひとつ、イギリス障害学、厳密に言うとは第一世代のひとたちが、「インペアメント impairment をかっこんでくった」と言われることは、本人たちが自覚的に使ったかは別にして、現象学派のエポケーとして、「本質」に迫る手法だと思うのですが、そこからどう展開していくのかが見えなくなっている中で、しかも、そういう哲学的な押さえもない中で、第二世代の批判が出て来て、整理されないまま、混乱的情况を生み出しています。現象学はわたしはその原典に当たる作業をなしえていず、廣松さんと廣松シェーレのひとたちからの援用です。現象学派の中から、反差別ということで出て来たエスのメソトロジーというところでの実践的な論及も少しはかじったのですが、これもそちらを専門にされている方からの批判と対話を求めています。

*7 これはゲシュタルト心理学で使われるルビン杯という反転図形で言えば、境界線がどちら側に内自有化（これはヘーゲルが使っている用語です）されるかで、杯と向かい合った顔として浮かび上がる、ということになります。これを「社会モデル」と医学モデルの対立図式に引き戻して言えば（この引き戻しがわたしの中に混乱を生み出したようです）、「社会が障害をもっているのか、個人が障害(実は「障害」なのですが)をもっているのか」という反転の図式です。

*8 これは註*6 の現代でパラダイム転換の起きる、元の近代知の地平の世界観です。この転換については『反障害原論』で、廣松渉さんの本から援用して展開しています。

それは、認識論的な射影においては従前の「主観—客観」図式に代えて四肢構造の範式となって現われ、存在論的な射影においては、対象界における「実体の第一次性」の了解に代えて「関係の第一次性」の対自化となって現われる。（これは論理の次元でいうならば、同一性を原基的とみる想定に対して差異性を根源的範疇に据えることを意味し、また成素的複合型に対して函数的聯関型の構制を立てる存在観となり、因果論的説明原理に対して相作論的記述原理を立てる所以となる。……（略）……）……（略）……。そこにおいては、いわゆる存在論的・認識論的・論理的諸契機が統一態をなしている。

(廣松渉『事的世界観への前哨—物象化論の認識論的=存在論的位相』勁草書房1975年「序文」ii)

*9 人権論は、吉本隆明さんの言えば（元々マルクスのことばでしょうが）、「共同幻想」であり、これもマルクスが使い始めたことばですが、廣松さんが展開している物象化論から、「人権とは「差別のない関係」を物象化したところで、キリスト教思想とつながった概念である」と規定できます。

*10 この「標準的人間労働」という概念は、『資本論』で展開されていることです。交換価値を生み出す「抽象的人間労働」概念を引き出すために必要な概念です。WHOのICFの元になつていたICIDH-2として議論されていたときに出されていた「標準的人間」概念、そこからある幅以上に外れるものを「障害者」と規定していく、ということがICIDH-2にはあったわけで、それこそがこの社会の「障害者」差別の土台としてあるのです。土台については註*12参照。

*11 この「一般的とらえ方」は、註*6で展開している。「フェア・エス für es 当事者意識とフェア・ウンズ für uns 第三者(学的)意識の弁証法」の「当事者意識」として押さえ得ます。それに「学的意識—第三者意識」を対置させることによって、弁証法的認識の深化をもちとることができます。

*12 マルクス派の唯物史観の定式として出される、「経済的関係を土台としてイデオロギーや制度を上部構造としてとらえる世界観」を分かりやすく示す事例としてわたしは出しています。

*13 物象化ということはひとつの取り違えですが、マルクスの物象化論は「ひとつひとつの関係をもものとの関係に取り違える」「社会的関係を自然的関係と取り違える」と定式化されています。

(み)

(『反障害原論』への補説的断章(28)としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

◆「反障害通信 72号」アップ(18/9/17)

◆ホームページの更新作業、「反差別資料室 C」の充実が滞っています。特に、文献の整理が進んでいません。読書計画をかなり動かしているということもあり、そちらの作業がストップしています。立て直す中で、また進めていきます。

読書メモ

今回も、手話関係の積ん読していた本の学習、特に気になっていた「ろう文化」関係の本です。コーダの本もコーダを通して「ろう文化」につながっています。この編集時点で、手話関係の本の集中学習が、手話通訳関係の学習に入っていて、何冊か本を読み上げ、読書メモも書いていたのですが、「通信」の軽量化のために次回に回します。

・キャロル・パッデン／トム・ハンフリーズ『「ろう文化」案内』晶文社 2003

これは手話関係、ろう文化関係の必読書と言われている本です。それは知りつつ、長年積ん読していました。木村さんと市田さんの「ろう文化宣言」が出たとき、なぜ「文化」なのかという問いかけを、木村さんにぶつけました。そこには、フェミニズムにおける文化主義批判、マルクスの唯物史観からする文化主義批判がありました。これは、この本の中での「聞こえないことによる言語と文化の形成」問題に関連していきます。ろう文化の突き出しが、障害学における、医学・生物学モデルへの批判という観点もあったのです。このあたりは、イギリス障害学の第二世代からの第一世代批判ということにもつながっています。だから、第二世代の批判を受け止め、それとの対話をどうなしていくのかという(弁証法的展開に)わたし自身も参画していこうとしている課題なのです。

そういうなかで、やはりもっと早く読むべきだったと後悔しているのですが。

他者にろう文化について、勧める本として、やはり必読書です。

この本から得た新しい知見としては、手話の文法の音韻論という音声言語からの援用が混乱を起こしているとわたしは押さええていたのですが、この本の中で既に、形態論—形態素という概念を用いているということがあります。このことばを使うか、あるいは、構成論—構成素ということで、統一していくことではないかと思えます。

後、手話の音の問題、パポというようなことが突き出されているので、そのあたりと繋がってはいらぬと思うのですが、このあたりは、わたしは未消化です。

インテグレーションがろう者を手話から遠ざける隔離(—差別の—形態)であるという反転も、目が覚めたような思いを抱きました。

また、「手話者」という概念もわたしが突きだそうとしていたことに先人がいたのだと、共鳴していました。

後は、切り抜きメモにて。

ろう者の定義16P

1章 ろうであることの発見・・・基調的章

それぞれのろう者が「聞こえない」という自覚(—異化)アイデンティティをもつ過程
裏を返せば差別の中でスティグマとしてとらえる構造→そこからもう一度の反転
逆にCODAが聞こえること(聴者であること)に気付くという発見(—異化)

適応は後になって51P・・・異化の後に

「文化」による支配—行動の統制52P

文化は知る能力を制限することもある53P

「人間の象徴を取り扱う能力の蓋を開ける」54P

文化の歴史—ろう者の歴史55P・・・文化だけの問題ではない ろう者の幼児教育(ここまでか1章)

何がろう者になることを可能にしたのか56P

「ちょっと難聴」「かなりの難聴」・・異なる中心82P・・・逆の意味

「誰がどのカテゴリーにいるかではなく、それぞれのカテゴリーが自分自身、また他人との関係を示すものとしてどのように使われているかに焦点を当てた。」84P

「口話者」97P・・・反転、マージナルパーソンになる 差別とは何かということと同化という抑圧型の差別ということを押さえられること。

「視覚と脳の動きとを緊張させ」るものではない—自然言語122P

聴者とろう者の対照130P・・・そこで浮かび上がる非対称性

「彼がいつもそうしていたように、それをただ「手話」と呼ぶことである。」134P・・・全日ろう連の「手話はひとつ」といいたい心理と通じること、ただ、独自の言語という主張をするためには、違いを主張しなければならないのでは？

形態論—形態素160-1P・・・音声言語の文法に引きずられた音韻論ではない表現

ろう者の演劇は無自覚的などころでのASLと文法を押さええている167P

ウィンク 咳のもつ意味170P・・・所与—所識 共同主観性

「ある音の限られた特別な意味を知ることが、音を聞くことと同じくらい大事なことである。」171P・・・所与—所識 共同主観性

6章 音のもつ意味・・・ろう者にとって音とは

ろうの国とろうのコミュニティ

インテグレーションは新種の隔離211P・・・反転させたとらえ方

「言語とは、歴史的につくられるものであって、個人によってつくられるものではない」215P

「聞こえないこと」が作り出す言語と文化216P

「ろう文化は、人間存在の奥深い要求と深い可能性との力強い証拠である。何世代もの手話者たちが、人間の言語を求める闘いから、詩や物語を取り出すことができるまでに手話を豊かなものにした。彼らは世界を解釈し、了解する闘いから、どのようにして世界における自分たちの位置を理解するのかを説明する意味体系をつくりだした。これを伝えていく糸がとぎれとぎれであったり、弱かったりしても、また社会条件が世代を経るうちに変化したとしても、ろう者の文化がもちこたえてきたということは、言語と象徴を求める人間の基本的要求の不屈さを証明している」219P・・・この本の最後の手話への誇りに満ちたまとめ・・・ただ、言語を奪われてきたことや言語保障がないがしろにされてきたことへの批判が希薄、文化主義といわれること。

たわしの読書メモ・・・ブログ 456

・キャロル・パッデン／トム・ハンフリーズ『「ろう文化」の内側から』明石書店 2009

これは前のメモの本の続編とも言われている書です

ろう教育、手話劇、ろう文化に関する歴史、そして著者ふたりの個人史の後、人工内耳と遺伝子研究の中でろう文化の行方というようなことに言及しています。

著者の2人のろうコミュニティへの思いというようなことが、前作よりも伝わってきます。そして、前の本では、ろう文化ということを押さええていても、そこで差別というとらえ返しが希薄なことがあるのですが、この著作は、遺伝子操作や人工内耳問題から、医学モデル批判まで踏み込み、差別の問題をきちんととらえている大切な本です。

さて、今回は章ごとにまとめて、切り抜きメモも章ごとに貼り付けます。

はじめに—文化のレンズ

ろう文化ということを最初に押さえようとしています。

「ある集団の中にいる一集団の文化的慣行を表現する時は大文字の「ろう」[原文では大文字で始まるDeaf]を使う」というルールを採用した。」9P・・・要するにろう文化の内側にいるひとがろう者、日本の「ろう文化宣言」では、「手話を第1言語にするひとたち」、この本ではこれに相当するのは 手話者 という言葉です。

第一章 沈黙を強いられた身体

ろう学校の二面性、収容施設ということでの管理支配される身体と仲間への出会いとしてのろう学校

「最初から、つまり「ろう学校」が子供を保護下に置いた時から、ろうの生徒に名称をつけ、医学的に分類し、リハビリさせることを目指す、一連の[診療的]実践がここに生まれたのである。」42-3P・・・医学モデル的「教育」批判

フーコーの収容施設に関する論攷44P

ろう学校の当初はバイリンガルの学校で、「聞こえる子供の入学も認めている」52P

「子どもの身体を管理し力を奪った19世紀の収容施設の罠に陥ることなく、一つのコミュニティの中でろう児を教育する—ろう者の望むこうした教育を行なうにはどうすればよいのか、という問いである。これに対する答えはほぼ出ているようであるが、新しいろう児のために想像力を働かせる必要もある。」52P

第二章 完全に分離された学校

分離、身体管理、その中における性虐待事件

人種的分離教育54P

分離は、性別→人種→口話と手話→人工内耳と手話55P67P

ろう学校はすべてをまかなう 在学中の死は埋葬も55P

統合の場合はアフリカ系の生徒が白人のろう学校へ移動、逆はない。アフリカ系教師の移動はない57P

オーラル・ヒストリーもアフリカ系は風前のともしび58P

「感覚喪失」ということで、盲・ろうの併立、ただし中で分離63P

盲・ろうと白人・アフリカ系で四つのカテゴリーに分けられる64P

四つの建物の建設 上級・中級・初級・口話67P

口話教育の中でも「手話は生徒たちのあいだで、時には教師と生徒のあいだでこっそりと使われていたのである。」68P

教育理論による亀裂よりも人種による区分の方が大きかった68P

アフリカ系は盲・ろうの壁が少なく 口話法の強制もされなかった71P・・・アフリカへのアフリカ系アメリカ人による手話の普及はASLとして

ブラウン対教育委員会判決による分離の否定1954年公民権運動へ71P

「閉校させられるのはいつも黒人学校の方だった」72P

「大きな社会の政治勢力が少数文化に対しいかに深い影響力を与える」74P・・・マジョリティのマイノリティの文化に与える影響

「情報がろうのアフリカ系アメリカ人に届くことはなかった」74P

手話—TC—人工内耳という分離75P

エスニティのろう者のマルチリンガル75-6P

ろう児の身体はケアする者のもの76P

第三章 声の問題

映像に残された手話—手話の変化 ヴェディッツの熱き思い

映画を通じての自己表現の可能性を与える100P

「ASLは、大学のキャンパスではスペイン語に次いで二番目に人気のある科目である。」
101P

「ゲノム(遺伝子工学)とマイクロチップ(人工内耳)の時代に手話が今日性をもつことができるようにするには、ろう者はどうすべきなのか。」103P

「ヴェディッツは、まさに先人たちと同じろう者であり、今日の私たちと同じろう者なのである。」104P

第四章 あらたな階級意識

ろうクラブ その衰退 差別分断 反差別の地平

ものごいより、口話／人種差別が優先

技術の普及がろうクラブの衰退をもたらす116P

「ろう者の職業生活に大きな転換があったためにろうの中産階級が増加した」117P・・・
工場での単純労働から職種が広がる

第五章 声というテクノロジー

演劇

権利の拡大153-4P

リレーサービス、機器の開発155P

権利の拡大・機器の開発の中で、「代償を払う」161P・・・ろうコミュニティーの衰退

第六章 文化に対する不安

ASLの誕生と葛藤のポリティクス ろう文化と演劇界の対話、相互浸透

ストーキー(構造主義言語学)とそれに対するろう者の批判 辞書1965年←10年後評価される163-4P

ろう者としての突き出しは、逆に負の烙印(スティグマ)を招く168P・・・?

「ピジン手話英語」(PSE)168P

手話—ろう文化を巡る問いかけ173P→演劇界からの応答と語り174P

音声言語からの独立183P

文化・政治的発言としてのASL 191-2P

「意味が作られる場所、つまり文化的なもの[the cultural]」193P

「文化的なものというのは、物事の中に、行動の中に、さらに実績の中に存在するのである。」194P

第七章 文化が約束してくれること

個人的体験①トム・・・ろう文化の内側に入り込む②キャロル・・・デフ・ファミリーに生まれ、インテグレーション

「文化」という理念は反論の言葉の俯瞰図を与えてくれる。」218P

「ろう文化は医療的ケアを受ける人間についての新しい見方を代弁するようになり、医学界が目指す治療やリハビリテーションの目標に疑問を呈している。」219P・・・ろう文化からする医学モデル批判

「私たちが人間として共有する性質は、自分たちがいかに似ているかという点ではなく、いかに異なるかという点に、またいかに人間らしい仕方でその違いを適合させたという点に見出せるのだ。」219P・・・更に差異論的深化

第八章 文化の行く末

結章これからのこと 人工内耳と遺伝子操作の動き

「一方には<聞こえない状態>を根絶する動きがあり、他方にはそれを生み出した最も素晴らしいもの、つまり独特の形をした言語の創造と保存を褒め称える動きがあるのだ。」

220P・・・二つの相反する動き ろう者の存在そのものの否定と手話—ろう文化の突き出し

「しかし、現在の傾向(人工内耳と遺伝子工学)は危険で時代に逆行しており、19世紀の口話主義者の考え方に逆戻りする危うい可能性を感じさせる。」228P

「遺伝子調査や遺伝子情報の道徳的・倫理的な枠組みについて考える場合は、優生学の計画の勢力範囲が広いとい認識せねばならない・・・優生学は現在も強い支配力を持ち、将来もきっとそうあり続けるだろう。言い換えれば、私たちは自分を決定する「自由」がないのである・・・」236P

「術後のろう児はこれまでとは異なり、違う扱いをせねばならないということを示すかのように、技術の作った物体は身体の中に入ったままとなる。リハビリテーションは、手話を排除する新たな手続きの第一歩である。」237-8P

「少なくとも科学技術のこの領域においては、ろう者は—今日ちょうど障害者やエスニック集団とともに行動しているのと同じように—科学知識に対する人間主義的なアプローチを捜し求めるなかで、同志を見つけるはずだ。」239P

「自分たちの存在についての技術的・生物学的「解決」という非人間的な脅威から逃れることを願っているのだ。」240P

「ろう者の歴史から学ぶことができる最後の関係がここにある。文化や言語が多様でなければ、また世界に対する見方が多肢にわたっていなければ、人間の多様な生き方について現在分かっているようなことを、私たちは決して学び取ることはなかつただろう。ろう者の言語的・社会的生は人間の言語や文化の大いなる可能性を探求するためのユニークで価値ある方法を私たちに提供してきたのである。」240P・・・最後のまとめ的文

訳者あとがき

「ろうであること」(Deafhood)282P

「文化は、ある集団の多文化との関係性、相互依存的な特性、行動パターン、芸術、信条、制度、価値観、モーレス(歴史的慣習)、歴史、そして多くは言語によって表現するものとして描かれている。」285-6P

「マイノリティの文化としてのろう文化が常にマジョリティの聴者との関係で形成されるものであって、聴者の文化との関係は切っても切り離せないものだということが明らかにされている。」286P・・・関係論的などらえ方

たわしの読書メモ・・ブログ 457

・渋谷智子『コーダの世界—手話の文化と声の文化』の内側から』医学書院 2009

コーダ関係の本を読むのは、この著者の共訳本から二冊目です。前のは、ブログ 49・ポール・プレストン/渋谷智子・井上朝日訳『聞こえない親をもつ聞こえる子どもたち—ろう文化と聴文化の間に生きる人々』現代書館 2003

前の時も、積ん読していたのを読んで、早く読むことだったと反省したのですが、この本もコーダの本は一冊読んだからと、しかもその本が思想的に突き詰める内容があったので、結構満足していて、この本も積ん読していました。またもや、反省です。

前の本は、マージナルパーソンの観点で、わたしは読んだのですが、この本は、ろう文化と聴者の文化という対比で、ろう文化というものをコーダの立場から浮き上がらせてくれています。コーダは、二つの立場を身をもって移行し体験しているので、ある種、ろう者が語るろう文化よりも、ろう文化を知り得ていることがあるのかも知れません。

この著者は差別とか、関係性の問題をきちんと押さえ、その中でのコーダの置かれている位置、そしてコーダの葛藤をとらえています。そういうところで、障害とは何かを問ひかけ、「障害の社会モデル」から関係モデルを展開しようとするわたしにとって、とても共鳴し得る大切な本となりました。

もうひとつ、アメリカのコーダ研究との対比212-7Pで、アメリカでは聴者の文化自体が、自立志向で、コーダを「共依存」とか「アダルト・チルドレン」とか病理学的すなわち、障害の医学モデル的なところでとらえるのに対して、日本の共同性の文化においては、そのような傾向は少ないとかいう話も参考になりました。そして、わたしの「吃音者」の立場からして、「吃音者」の団体が「セルフヘルプ」として突き出していることを批判してきたのですが、もちろんそのようなことを全否定はしないのですが、社会運動的な観点で運動を開いて行くわたし自身の立場から、「コーダの会」や著者自体も同じような志向をもっていることに共鳴していました。

さて、いつものように切り抜きメモです。

「日々の暮らしのどのような場面でろう的な感覚と聴者的な感覚のズレが、起こるのか？/手話話者の感覚のなかにある「ろう文化」の中身を、日本語という言葉で記述していく作業を通して、聞こえる多数派が普段見過ごしている「聴文化」の姿形も、よりくっきりと見えてくる。」28P・・・ろう文化—聴文化の違いがたがいに浮かび上がる

「儀礼的無関心」ゴッフマン42P

動画の思考42-48P

「親が聞こえないということよりも、むしろ親が聞こえないことに対してまわりの人が否定的な見方をすることのほうが、コーダの負担になっている点だ。つまり、特別視、同情、賞賛といった周囲の目や行動が、コーダにプレッシャーをかけているのである。」95P

「聞こえないことを「苦勞」や「大変」といったイメージで重く捉え、同情や努力への期待といった先入観でコーダや家族を見る見方が強く働いている状況では、逆にそれに立ち向かうために、コーダは自分の家族が普通であることを強調しなくてはいけなくなってくるからである。」100P・・・「苦勞・大変」という言辞のもつ抑圧性

「ろう者がさまざまな抑圧を受けてきた・・・。」109P

「私を見て、「うちの子にも子どもを生ませておけばよかった」って言ったときに、「許せない!」って」111P・・・*コーダやろう者の存在の否定、今、問題になっている優生手術*
→別のコーダの発言「私は、今の話を聞いて、「やったー」って思う。その人の場合は遅かったけど、それでも「生ませておけばよかった」って思わせたわけだから」111P・・・*それでも、ひとりひとりの後戻りできない命と生*

「聞こえない世代を経た聞こえる第三世代は親が体験を積む機会を奪われてきたのは、聞こえないそのことよりも、周囲の環境によるところが大きかったと冷静に見ている。」114P

「社会で力をもっている言語とそうでない言語。日本語、手話、英語・・・。そう並べていったときに、明らかにその言語のあいだに力関係がある。こうした言語間の力関係に加えて、聞こえないことを障害として捉える見方は、ろう者と聴者の両方に強力に働いている。」117-8P・・・*むしろ、先に障害というとらえ方があり、後に言語的力関係ということがあるのでは、力関係の中で、障害が「障害者」がもっている「障害」として浮かび上がる、関係モデル*

(帰国子女とコーダの違い)「おそらく言語コミュニティの大きさの違いであり、取りうる選択肢の違いであろう。」123P

「身体の違いが「できる／できない」の違いで語られ、能力のなさで見られて評価を得ぬくい立場に置かれてきたコーダの親は、帰国子女の親のように、「祖国に戻れば」といった、違う価値観の働く足場を持っていない。」125P・・・*それが「障害」による差別*

「たとえコーダが「ろう文化」という言葉を得ても、それは職業と経済的な事柄とはあまり結びついておらず、帰国子女が日本の学校や日本の会社を見るときには、その実態は見えてきにくい。」125P・・・*経済的格差に規定される・・・唯物史観的観点（「ろう文化宣言」が、「文化宣言」として落としていること）*

「特殊な事例として捉えられやすいコーダの経験の一部は、言語的マイノリティの親と多数派言語社会のあいだを子どもという立場で説明し、つなぎ、引き裂かれ、混乱することから来ているのだと確認しておくことは重要だろう。」125P・・・*言語的マイノリティとしての共通性・・・マージナルパーソン*

「規範」と「逸脱」128P・・・*「吃音」規定も言語規範からの逸脱*

ろう者の声が「構音障害」的にとらえられること128P

コーダの（ゴッフマンのいう）「バッシング」と「スティグマ処理」145P

「親がその社会のマイノリティの立場に置かれ、さまざまな不利さを実感する一方で、自分のことも評価しにくくなっているという構造が働いている。」160-1P

「聞こえる人の世界と聞こえない人の世界の力関係は、それぐらい、コーダの規範意識に強い影響を与えている。」164P

「結果としてコーダは、親がまわりから変に見られないようにという思いと、親を傷つけないという思いのあいだで、ジレンマに陥ることになる。」168P

「一方でややこしいのは、こうした規制は、親が社会のなかで変に見られることのないようにという親への愛情でもありながら、親に「こういうふうにするってほしい」とい

う子どもとしての願望でもあることだ。親子の感情は、微妙に絡まり合っている。」169P・・・
親子だからこそつ感情・・・介護における衝突に似ている

「なんらかのきっかけで、「物語」が変わるとき、共に味わってきたその苦しさの絆が、逆に意識されるようになるのかもしれない。」179P

(日米のコードとその親との関係の違い)アメリカでは、日本の関係を「アダルトチルドレン」「共依存」「機能不全(家族)」というところで病理的に見てしまう。214P・・・アメリカの「自立した個人」の文化と日本の「助け助けられる関係」の文化215P

情況への提言(15)

杉田水脈議員の「生産性のないひと」発言の意味すること

杉田水脈発言が大きな波紋を生み出しました。発言自体は『新潮 45』という月刊誌に書いた「LGBT のひとたちは生産性がないから、いろんな制度的援助をするのはおかしい」という趣旨だったのですが、これは当のLGBTのひとたちのみならず、女性、「障害者」からも批判が沸き起こりました。

何が問題になっていたのでしょうか？

まず第一に、LGBTのひとたちは子どもを作らないから、子どもを産まないから生産性がない(必ずしも、子どもを産まないということでもないのですが)という発言は、子どもを作るということを「生産」という言葉に置き換えることは、子どもを作ることを商品生産になぞらえているわけで、子ども＝ひとを物化していると批判されることです。そして第二に、子どもを産まない、産めないひとたちを貶める発言です。そのことは逆に、女性総体を子どもを産む機械のようにとらえられない発言にもなります。第三に、子どもを作らない性行為は生産性がない、ということ言えば、子どもを作らない性行為はすべきでない、というまるで中世の性倫理に陥る、とんでもない発言になります。第四に、ひとを生産性で評価していくということが、「障害者」差別という批判がおきました。とりわけ、人口呼吸器を付けていきるひとたちから、署名活動も含めた批判がおきたことは、「障害者」運動の到達している地平を示したいたこととして、わたしは大きな共鳴観を抱きました。ちょうど、過去の優生保護法下での優生手術への損害賠償を求める裁判が起きていたという背景もとらえられます。さて、第6に、「生産性」ということをもっと広く深くとらえ返す問題があります。フェイスブックで、「「生産性」という言葉は自分たちも使っていた」という書き込みがありました。実は、初期優生思想を創り出すのに、社会主義者も大きな役割を果たしています。そして、「生産性」ということばは、スターリン主義のキーワードなのです。そのことは中国の先富論にも引き継がれています。「生産性を上げることによって、一国社会主義建設を進めるのだ」という論理です。これは、障害問題での「障害者」への抑圧論理である「発達保障論」に繋がる論理でもあります。第7に、これも第6と同じような話です。実は、杉田議員は、自分の発言がこんなに大きな批判にさらされるとはおそらく思っていなかったと想えるという話です。なぜかというと、生産性の論理はまさに資本主義が飽くなく求める一悪無限的に求める精神なのです。そして、資本主義の精神

では、ひとは労働力商品として物化されるのですから、子どもをものとしてとらえるのも資本主義の精神としては当然のことだったのです。

ですから、資本主義の精神に沿って、すなおに本音を語ってしまったら、思いもかけず大きな反発が返ってきたというのが、杉田議員の思いだと想えます。

わたしとしては、「障害者」サイドからこの社会の優生思想的なことに反発する、大きな反応が出たことへ大きな共鳴を持ちつつも、左翼も含めた「生産性」の論理へのとらわれに、きちんと決着—決別を着けていく、論理的深化をと思っています。

(編集後記)

◆今回は、特別に隔月刊を早めて、月刊にしました。文を書く意欲が沸いていて、巻頭言の文のイメージが浮かんで、一挙に書き上げました。いつも、かなりの分量になっていて、それだけでも読みづらいと思っていたので、分量を減らす意味でもの月刊的発刊です。次回どうなるかは未定です。

◆「巻頭言」は、2010年に世界書院から『反障害原論』という本を出したもらったときに、もやもやとしていたこと、それはその後の、出版社のつながりの『情況』誌で、「障害者解放運動の今」という特集を組んでもらい、その中で、わたしの本への書評として、「整理されていない」と批判をもらっていたことでもありました。今回、ヘーゲル弁証法概念を用いて関係モデルを定位、定立させました。「社会モデル」と関係モデルの関係を明らかにし得たと思います。さて、そもそも『反障害原論』は障害問題の基本的課題である「ユニバーサルデザインの思想」において、とてもわかりにくいということで、とんでもない本と批判されることでした。で、できるだけ早くそれとセットで、分かりやすい版を出そうと、「障害ってなーに？」という名で一応書き上げました。ですが、むしろ論理的な思考をするひとには逆にわかりにくい文になって、HPにアップするにとどめています。アクセスは、<http://www.taica.info/wdl.pdf>

『反障害原論』はまだ絶版になっていず、amazonの古本で買えます。

今回の巻頭言、一応わたしの中ではすっきりしたのですが、またもや、分かりやすい内容にはなっていません。そもそも哲学的なところからとらえ返しなので、どこまで分かりやすく書いていけるかということがあります。もっと言えば、パラダイム転換という内容は、知識がないから理解できないということではなく、むしろ知識が古い世界観として入っていて、それが日常的意識になっているから、それを取り除かないと新しい世界観は入っていかないという問題があります。知識がないから分からないということなら、新しい知識を提供すればいいのですが、知識があるからそれがジャマしているというのは、やっかいなのです。

◆「読書メモ」は「ろう文化」の基本文献を読み落としていたこと、やっと読めました。やはり、ちゃんともっと早く読んでおくことだったという、いつもの反省です。他者に必須文献として勧める本です。「読書メモ」は、もう少し手話関係の本を読み上げて、運動の総括のためのというところの意味を含んだ歴史研究と、障害学批判の学習に戻ります。イ

ギリス障害学の原典に当たる作業も棚上げになっていて、どうもこのまま棚上げになるのではという危機感をもって、こちらをやっているひととの共同作業をも模索しているのですが。

◆「情況への提言」は、前号の編集後記でふれていた杉田水脈議員発言をきちんと文章化しました。前号の編集後記と合わせ読み下さい。

反障害—反差別研究会

■ 会の方針

「障害とは何か」というところでの議論の混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げています。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この会でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成のためにあります。会としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会をかえようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としなが議論していきたいと考えていきます。

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>